近世上分上山村の郷蔵

地方史班(徳島地方史研究会) 金 原 祐 樹1)

1. はじめに

『上分上山村誌』(150頁)によれば、「上分上山村の庄屋栗飯原家本宅の裏には、蜂須賀家の家紋である『卍』紋の土蔵がある。この土蔵は、天明3年(1783)の建築の年貢米を囲うための蔵で、元は栗飯原家の西江畠の会堂の上段に建てられたものが現在地(栗飯原家の裏)に移動した。また、2階と1階の手前半分は村方の御用書類入れに、奥半分は囲い米の保管庫として使用し、明治22年(1889)8月5日に栗飯原家当主の太郎兵衛が払い下げを受けた。」とあり、その土蔵は栗飯原家裏に現存している。

この土蔵は、一般に郷蔵と呼ばれるものと 思われる。郷蔵は、一般的に江戸時代の農村 において、(1)年貢米の保管、(2)凶作に備えて の貯穀・救 恤 用に設けられた倉庫、の2種 類があったといわれ、(1)は年貢村請制の成立 と強く関わり、年貢米を郷蔵に格納した後、 城下町など藩の米蔵に回送することになって いた。(2)は一般的に近世中期以降に併設又は 新設されたといい、貯穀機能を持つ村落の共 同体的な側面を持つものであった(児玉、 1957)。今回調査させていただいた旧上分上 山村の粟飯原家文書(神山町所蔵)の中に、 これら郷蔵に関する文書が一部残っているの で(写真1)、ここではこれらを紹介してそ の機能や変遷に関して若干の考察を行ってみ たい。



写真1 明治5年 粟飯原家と土蔵の絵 (粟飯原家文書)

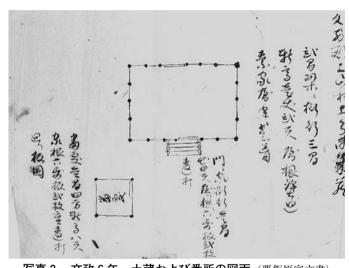
2. 御土蔵の成立と文政の再建

この土蔵の成立に関わる文書としては、嘉永2年(1849)9月17日の「乍恐奉願上覚」 (神山町所蔵栗飯原家文書い-75.以下すべて同じ文書)がある。この文書の冒頭で、万

1) 徳島県立文書館

治4年(1661)の検地帳を引用して、2代目太郎兵衛(粟飯原家当主 庄屋)の居屋敷内 に15歩の御蔵床があることが記されている。上分上山村は延宝3年(1675)3月5日に 予労上山村と正式に分けられたとされているので、この御蔵は村の正式な成立以前から存 在したことになる。寛永12年(1635)には太郎兵衛の父庄太夫が並 所 役に就いているこ とがわかっているので(下分は源右衛門)、上分上山村は実質的には早くから独立してお り、土蔵の機能は年貢米の保管が中心であったものと思われる。

年代的には大きく下るが、 その後、7代目太郎兵衛のと き屋敷地を替えた際に十蔵も 一緒に移され、2間(約3.6 m)×3間半(約6.3m)の土 蔵と半間(約90cm)×2間の 番所が作られた (写真2)。 さらに天明元年(1781)には 豪雨・洪水のため土蔵は大破 したが、この時はなかなか修 理の許可が出ない内に朽ち倒 れるに至り、文政6年(1823)



文政6年 土蔵および番所の図面 (栗飯原家文書)

8代目権左衛門の時にようやく再建が許されている。この再建2年前の文政4年(1821) 6月には、権左衛門は土蔵普請にかかる費用の見積書である詳細な「土蔵普請入目帳」 (い-81) を郡代手代の高橋広左衛門に提出している。この再建にあたっては以前と同じ 大きさで土蔵と番所が作られ、費用は全部で銀2貫11匁5分かかり、うち銀604匁8分は 藩の銀奉行、残る1貫406匁7分は上分上山村の人々が分担(百姓共自力)することにな った。そののち文政6年9月に至り、藩の役所である郡代所・積所・作事所などの合意 がなって再建されている。この土蔵については文書中ではすべて「御」の字が付けられて おり、藩と村の公金が使われた公的な土蔵であることがわかる。村内の年貢を納め、藩庫 である北蔵や新蔵に運び込まれるまで年貢を保管しておく、いわゆる郷蔵として、番所を 作って厳重に管理していたのであろう。

3. 嘉永の再建と機能の変化

さらに嘉永元年(1848)の洪水で、この土蔵は再び災害に見舞われて大破している。土 蔵が建っていた土地が流失し、土台が流れてしまったのである(土蔵が「片下」になると いう表現が使われている)。栗飯原家文書の中には、村から提出された修理のための願書 や郡代・積所・作事奉行らの対応に関する書簡の写し(い-78)が残されている。この時も土蔵の修理は認められ、もと建っていた場所より半丁(約55m)ほど東に移動させ、栗飯原権左衛門屋敷の隣りに、屋敷と同じ様な石垣を施して再建された。費用は全部で2貫419匁8分要し、うち銀1貫435匁は藩、残る984匁8分を村側が分担して出すことになっている。さらに郡代の書簡を見ると、土蔵の修理のほかに村側から土蔵の建て増しを願っていることがわかる。その趣旨は、火の用心のために検地帳・棟付帳など村の公用物である大切な品々を土蔵に置きたいというものであった。この建て増しの費用は、すべて村が負担(下自力)することにしている。こうした公的な文書庫を年貢米蔵に村の負担で併設し、藩もそれを認めたことは、当時の人々の公的な文書に対する意識の高さを示すとともに、そうした村持ち文書の増大が考えられよう。また、積所・作事奉行の書簡でもこの建て増しは認められている。

しかし、万延元年(1860)10月2日の「乍恐奉願上覚」(い-83)によると、この工事は、地盤となる土地が岩場であったことから、難工事となったことが記されている。岩場であることから地盤が狂う心配はしなくてよくなったが、敷地を確保するために大岩を削り、谷から石を取り寄せて地盤をならす必要があった。この工事の完成は安政6年(1859)までかかっており、そのため再建にあたっては古い土蔵の材木を用いるのではなく、新材で4間(約7.2m)×3間(約5.4m)と一回り大きい2階建ての土蔵を作り、1階には入り口側と奥側との間に仕切を作り、入り口側と2階は村の御用物、奥側は囲い籾を入れる土蔵とし、戸も二つにして、その機能を二つに分ける事が考えられていた。その構造から、現在栗飯原家の裏に残されている土蔵は、この時建てられた土蔵であろう。土蔵の機能も、「御囲籾御土蔵」という文言から単に年貢を一時置くための土蔵ではなく、一定の籾を蓄え置き、凶作に備えた貯穀の機能も兼ねたものに変わったのではないかと考えられる。

4. おわりに

この土蔵については、明治5年(1872)に明治政府の調査に対する報告書、さらに明治22年に栗飯原家が払下げ願を県に提出して許可を受けている資料等が残されている。今回の調査を進める中で、この土蔵がまだ現存していることを知った。傷みはかなり進んでいるが、初期には年貢の一時保管庫として、後には貯穀用にも併用された郷蔵として、さらにまた村の文書庫を兼ねていた土蔵として、米を経済の基本に置き文書主義が末端の村まで浸透していた近世という時代を知るには、貴重な文化財といえるのではなかろうか。

地方史班

参考文献

上分上山村誌編纂委員会編『上分上山村誌』1979年 上分上山村誌編集委員会 児玉幸多『近世農民生活史』1957年 吉川弘文館